

令和5年10月27日
香川県広域水道企業団
財産契約課
担当者：池田・児島
ダイヤル：087-826-6114

建設コンサルタント業者を指名停止

1 事案の概要

株式会社第一コンサルタンツは、高知県発注の特定地質調査業務の入札に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に公正取引委員会から、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領別表第13号（2）（独占禁止法違反行為／県外）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業者名	所在地	指名停止期間
株式会社第一コンサルタンツ 代表取締役 右城 猛	高知県高知市介良甲 828-1	令和5年10月27日 ～令和6年4月26日 (6か月間)

3 指名停止業者と企業団との契約状況（平成30年度以降）

実績なし

香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領（抄）

（指名停止等）

第1条 企業長は、香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号。以下「規程」という。）第9条第2項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

2 契約担当者（規程第6条第1項の契約担当者をいう。以下同じ。）は、前項又は次条の規定により指名停止された有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。別表（第1条、第3条—第5条、第10条関係）

別表（第1条、第3条—第5条、第10条関係）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 13 次の(1)又は(2)の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 (1) 県内 (2) 県外	当該認定をした日から 12月以上24月以内 6月以上12月以内